

栃賃審発第7号  
令和5年8月23日

栃木労働局長  
奥村英輝 殿

栃木地方最低賃金審議会  
会長 杉田明子

栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付け栃賃発基0807第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、慎重に審議した結果、下記の最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 栃木県塗料製造業最低賃金  
(平成20年栃木労働局最低賃金公示第2号)
- 2 栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
(平成20年栃木労働局最低賃金公示第3号)
- 3 栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(平成20年栃木労働局最低賃金公示第4号)
- 4 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金  
(平成20年栃木労働局最低賃金公示第5号)
- 5 栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金  
(平成20年栃木労働局最低賃金公示第6号)

栃労発基 0823 第 2 号  
令和 5 年 8 月 23 日

栃木地方最低賃金審議会  
会長 杉田明子 殿

栃木労働局長  
奥村英輝

栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、JMITU栃木地方本部から令和5年8月18日付け、栃木公務公共一般労働組合、全日本建設交運一般労働組合栃木県本部、佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン、栃木県労働組合総連合、とちぎコープ労働組合から令和5年8月21日付け、栃木県一般労働組合から令和5年8月22日付けで、それぞれ最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

栃賃審発第6号  
令和5年8月23日

栃木労働局長  
奥村英輝 殿

栃木地方最低賃金審議会  
会長 杉田明子

栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月23日貴職から、8月7日付け栃木県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対するJMITU栃木地方本部、栃木公務公共一般労働組合、全日本建設交運一般労働組合栃木県本部、佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン、栃木県労働組合総連合、とちぎコープ労働組合及び栃木県一般労働組合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議をした結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

栃労発基 0823 第 3 号  
令和 5 年 8 月 23 日

栃木地方最低賃金審議会  
会長 杉 田 明 子 殿

栃 木 労 働 局 長  
奥 村 英 輝

栃木県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

栃木県塗料製造業最低賃金  
（平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 2 号）

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
（平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 3 号）

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
（平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 4 号）

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金  
（平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 5 号）

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金  
（平成 20 年栃木労働局最低賃金公示第 6 号）